

令和3年度第1回久喜市介護保険運営協議会会議録

発言者・会議のてん末・概要

○司会 それでは、只今から、令和3年度第1回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。初めに会議についてご説明をさせていただきます。本運営協議会は久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ開くことができないと定められております。

現在の出席委員は、14人で定数20人の過半数に達しておりますことから、本協議会は成立いたしますことを御報告いたします。

また、現在の傍聴はおらないところでございます。

それでは、開会にあたりまして、梅田市長から御挨拶を申し上げます。梅田市長よろしくお願ひいたします。

○市長 (挨拶)

○司会 ありがとうございます。次に、議事に入ります前に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

(事務局、自己紹介)

- ・福祉部長の戸ヶ崎でございます。
- ・副部長の斧田でございます。
- ・福祉部参事兼高齢者福祉課長の土屋でございます。

他の職員につきましては、発言の際に名乗らせていただきますのでご了承ください。

○司会 続きまして、会長、副会長の選出に入りたいと思います。

久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となりますが、会長が選出されるまでの間、梅田市長に仮議長をお願いいたします。

それでは、市長よろしくお願ひいたします。

○仮議長(市長) それでは、会長、副会長が選出されるまでの間、暫時、私が議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。

次第に基づきまして会長及び副会長の選出に移ります。

会長及び副会長につきましては、久喜市介護保険運営協議会第14条第3項の規定により、それぞれ1人を置くこととし、委員の互選によりこれを定めることになっております。はじめに、会長の選出について、どなたか推薦、あるいは、ご意見がございましたらお願いいたします。はい、木伏委員さんどうぞ。

○木伏委員 秋本委員さんを推薦したいと思います。秋本委員さんは県でのご経験が深いということで、また、前回もこの会の会長さんを務められた方でして、私達以上に介護保険のことに詳しい方ですのでもう一度会長をやっていたいただきたいと思います。推薦いたします。

○仮議長(市長) 只今、木伏委員さんから、会長に秋本委員さんをとのご意見をいただきましたが、他にございますか。

ないようであれば、会長を秋本委員さんをお願いするというので、皆様よろしいでし

ようか。

《了承》

会長は秋本委員さんをお願いしたいと思います。秋本委員さん、お引き受けいただけますでしょうか。

○秋本委員 はい。

○仮議長(市長) ありがとうございます。よろしくお願いします。

続いて、副会長の選出についてでございますが、どなたか推薦、あるいは、何かご意見がございますか。車塚委員さんお願いします。

○車塚委員 副会長には、木伏委員さんを推薦させていただきます。木伏さんは、長年民生委員・児童委員として地域の事情に大変精通しておられると同時にですね、前回副会長として携わって介護保険に精通されていると思いますので、ぜひご推薦させていただきますと思います。

○仮議長(市長) 只今、車塚委員さんから、副会長に木伏委員さんを推薦というご意見をいただきましたが、他にございますでしょうか。

他に無いようですので、副会長を木伏委員さんをお願いするという事で、よろしいでしょうか。

《了承》

副会長は、木伏委員さんをお願いしたいと思います。木伏委員さん、お引き受け頂けるということでよろしいでしょうか。

○木伏委員 はい。

○仮議長(市長) 木伏委員さん、よろしくお願いします。

皆様のご協力により、無事、会長及び副会長を選出することができました。ありがとうございました。

会長、副会長が選出されましたので、これもちまして、仮議長の職を解かせていただきます。

○司会 ありがとうございます。

誠に大変恐縮ですが、梅田市長におきましては、所用がございますことから、ここで退席させていただきます。ご了承賜りたいと存じます。

(市長退席)

それでは、事務局の方で席のご移動のご案内させていただきますので、少々お待ちください。

それでは恐縮でございますが、秋本会長並びに、木伏副会長に御挨拶を賜りたいと存じます。

初めに秋本会長、よろしくお願いします。

○会長 《会長 挨拶》

○司会 ありがとうございます。

続きまして、木伏副会長、よろしくお願いします。

○副会長 《副会長 挨拶》

○司会 ありがとうございます。続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

事前に郵送させていただきました資料が15点と、当日配付の資料3点の計18点ございます。

(資料について説明)

皆様、お揃いでございますでしょうか。

それでは、これより、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり、議事を進めていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 それでは早速進めたいと思います。本日の議題でございますが、まず議題の(1)、「介護保険運営協議会の運営について」これについて、お諮りしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○小島補佐 介護保険課の小島でございます。それでは、「介護保険運営協議会の運営について」をご説明させていただきます。

お手元に資料として配布させていただきました、資料1「久喜市介護保険条例抜粋」をご覧くださいと存じます。

はじめに、本協議会の設置目的でございますが、第12条に規定されているとおり、介護保険に関する施策の企画立案及びその適正な実施に資するため、本協議会を設置しています。

また、本協議会は、地域包括支援センター運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会としての役割も担っているところです。

次に、本協議会の所掌事務でございますが、第13条に規定されているとおり、「市長から諮問を受けた久喜市高齢者福祉計画及び久喜市介護保険事業計画の策定又は変更に関する事柄」など5つの事項となっております。

最後に、本協議会の委員構成でございますが、第14条に規定されているとおり、委員20人以内で組織し、会長・副会長をそれぞれ1人ずつ置くこととしております。

以上、本協議会の概要について、ご説明させていただきました

続きまして、委員の皆様にお諮りしたいことが4点ほどございますので、順次ご説明申し上げます。

1点目として委員名簿の公開でございます。久喜市市民参加条例に基づき、お名前、委員の選出区分を公開することとなっております。会議録の公開に合わせて、お手元にお配りしてある名簿を市のホームページ等で公開したいと考えていますので、ご了承をお願いしたいと存じます。

また、市では公職者名簿を作成し公文書館で閲覧できることとしています。ご本人の了解が得られた場合にお名前の他、住所、電話番号を掲載できるものとしております。事務局としましては、保健、医療及び福祉関係者11名と学識経験者のうち区長会連合会の計12名を公開とし、それ以外の委員につきましては、住所・電話番号は非公開とすることを提案させていただきたいと存じます。

○議長 まず第1点目ですか、事務局から委員名簿の公開について説明がありましたが、事務局の提案で、委員の皆さまよろしいでしょうか。

《委員了承》

○議長 ご異議なしということですので、この案の通り進めたいと思います。

○小島補佐 2点目でございます。会議の公開についてでございますが、久喜市では審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますのでご了解をいただきたいと存じます。

また、この会議の内容につきましては、事務局におきまして会議録としてまとめる関係上、録音をさせていただきますので、この点につきましてもご了解をいただきたいと存じます。

○議長 ありがとうございます。2点目ですが、事務局から説明がありましたように、この会議は公開になります。原則、傍聴を認めるということで皆さまよろしいでしょうか。《委員了承》

○議長 それではこの原案通りにしたいと思います。

○小島補佐 続きまして、3点目として、会議録の作成方法でございますが、審議会等の会議の公開に関する条例によりまして、審議会等につきましては会議開催後、概ね1か月程度を目安に、ホームページ等で会議録を公表することとなっております。

会議録は、全文記録又は、できる限り全文記録方式に近い形で作成することとしております。また、事務局などの説明のうち、添付資料でその内容が把握できるものにつきましては、省略が可能とされております。

事務局としましては、「てにをは」や「繰り返しの発言」などを整理させていただいた上で、できる限り全文記録方式に近い形で会議録を作成したいと考えておりますが、この方法でよろしいかご協議をお願いしたいと思います。

○議長 当審議会におきましては、従来から、できる限り全文記録方式に近い形で会議録を作成しております。

只今のご説明がありましたとおり、これからも、できる限り全文記録方式に近い形で会議録を作成していきたいという説明がありました。録音から会議録をおこすと、発言した人の氏名を記載した上でホームページに公開すると、発言については責任が問われると言っておかしいですが、一人一人の委員の発言は重いものと考えられます。委員の名前、発言内容をホームページで公開しますので、誰でも見ることができると、記載の間違いないように録音もすると、厳密な形で会議を進めていくことになっております。これでよろしいですか。名前を出されては困るとか、概要版でいいじゃないかとかご意見ありますか。

○茨木委員 はい。

○議長 茨木委員さん、どうぞ。

○茨木委員 基本は全文を公開するという事なんですが、全文を公開する以上は、発言者に対して忠実である、これが第一だと思うんですね。「繰り返し」や「てにをは」はその方の、発言している意思とか思いがそこには入ってくると思うので、忠実さを排除しない形で公開して欲しいと思います。

○議長 そういう形で会議録を作るという要望で、矢作課長受け止めていただいてよろしいでしょうか。そういう形で作ってほしいと。

○矢作課長 かしこまりました。

○議長 あまりに簡略化しないと、出来るだけ近い形にするということでお願いします。

○矢作課長 そのようにさせていただきます。

○議長 そうすると、意見をいただいて修正を加えて、このまま進めると原案どおり、ということよろしいですね。

《委員了承》

○小島補佐 最後に4点目として、会議録の署名についてでございます。議長が会議ごとに名簿順に2名ずつ指名し、会議録の確認と署名をお願いしているところでございます。今後も同様の方法で署名をしていただくことにつきましてご承認をいただきたいと存じます。

○議長 当協議会としては、お手元に名簿があると思いますが、名簿順で2名ずつ議事録署名をお願いするという形にしたいと思いますが、そういう進め方でよろしいですか。

《委員了承》

それでは早速、本日の会議録の署名委員さんを、茂田委員と、高田委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

《茂田委員・高田委員 了承》

それではよろしく願いいたします。議事の(1)につきましては、以上で終了いたします。

続きまして、議事の(2)「令和2年度介護保険事業等の概要について」、これは報告になりますね。こちらについて、事務局から説明をお願いします。

○平川補佐 介護保険課の平川と申します。令和2年度介護保険事業の概要について説明させていただきます。資料2-1をご覧ください。

(資料2-1に基づき説明)

○議長 ご意見等がございましたら挙手のうえをお願いします。ご意見がないようですので、次に資料2-2をお願いします。

○尾白係長 高齢者福祉課の尾白と申します。資料2-2の令和2年度介護予防・日常生活支援総合事業実施報告についてでございます。

(資料2-2に基づき説明)

○議長 これについての疑問点、ご意見等ございますでしょうか。

○茨木委員 はい。

○議長 茨木委員どうぞ。

○茨木委員 2ページのところのはつらつ運動教室のところ、ユーチューブ配信等々の中で、65歳以上の市民の方に、DVD456枚、ポスター273枚配布しましたということですが、これはどういう形でお配りされたのか、例えば希望者を募ったのか、あるいはこちらから意図的に配られたのか、ご説明していただけたらと思います。

○尾白係長 こちらは、申し込みをしていただくように広報で周知をさせていただきまして、申込をいただいた方に対しましてDVDとポスターを、ご希望の物をお渡しする形で対応させていただきました。

○茨木委員 何月号の広報でお知らせをして、まとめた期間はどれくらいで、まとめていつ発送されたのか。

○議長 すぐ答えられますか。

○尾白係長 時期ははっきりしないのですが、広報掲載は1月頃だったと思います。受付は随時行っております。

- 議長 また分かりましたら、追加で発言していただければと思います。会議の時間内にさらに調べて正確にお答えいただければと思います。次に資料２－３の説明をお願いします。
- 小森谷補佐 高齢者福祉課の小森谷と申します。資料２－３をご覧いただきたいと思えます。資料２－３は地域支援事業の実施状況についてでございます。
(資料２－３に基づき説明)
- 議長 資料２－３について、ご質問等はございますか。次に進んでよろしいでしょうか。次は資料２－４です。これについてお願いします。
- 尾白係長 資料２－４の令和２年度高齢者福祉事業の概要にご説明いたします。
(資料２－４に基づき説明)
- 議長 ただ今の説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますか。ないということでもよろしいですか。次は資料２－５ですね。説明をお願いします。
- 尾白係長 資料の２－５の高齢者福祉サービスの実施状況についてでございます。
(資料２－５に基づき説明)
- 議長 ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいですか。
- 尾白係長 先程のご質問にお答えさせていただきます。DVDとポスターの広報掲載は、
２０２１年の２月１日号に載せさせていただいております。ただ、先行して配布は行っておりまして、１１月１９日から令和３年３月３１日までの集計した数字が先程の数字になります。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございます。よろしいですか。
それでは続きまして、議事の(３)「地域包括支援センターの運営状況等について」これは報告ですね、こちらに移りたいと思えます。まず、資料３－１についての説明からお願いします。
- 小森谷補佐 高齢者福祉課の小森谷と申します。資料３－１の令和２年度地域包括支援センター事業実績報告書についてでございます。資料３－１をご覧ください。
(資料３－１に基づき説明)
- 議長 ただ今資料３－１についてのご説明がありました。これについてのご質問、ご意見等ございますでしょうか。
- 茨木委員 はい。
- 議長 茨木委員どうぞ。
- 茨木委員 先ほどのお話の中で社会福祉協議会委託というお話があったのですが、分かる範囲で結構ですが、どんなものを委託しているのか、優先順位で、教えていただけたら。
- 議長 事務局、お願いします。
- 小森谷補佐 包括支援センターの委託につきましては、市内５ヶ所の圏域を設定しまして、久喜地区が久喜西地区と久喜東地区に分かれていまして、久喜東地区と菖蒲地区、鷺宮地区、栗橋地区の４ヶ所の運営自体を委託しております。
- 議長 よろしいですか。
- 茨木委員 はい。
- 議長 資料３－１は終わりたいと思えます。次に資料３－２についての説明をお願いします。

す。

○小森谷補佐 資料3-2をお開きいただきたいと存じます。こちらは令和3年度地域包括支援センター事業計画書の関係でございます。

(資料3-2に基づき説明)

○議長 これについてのご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○宮澤委員 はい。

○議長 宮澤委員どうぞ。

○宮澤委員 資料3-1の方の3ページなのですが、人件費の欄で、職員23名、久喜東が8名ということなのですが、予算書を見ますと2名減で21名、久喜東6名で2名減、この減らした理由は、一般的に考えて地域包括支援センターの役割は重要性を増している、高齢化率が上がっているという意味では、一般論としては増員すべきと思えるのですが、それともう一点、直営の1カ所、これは久喜中央でよろしいですか、その人数というのは何人なのでしょう。こちらを教えてくださいと思います。

○議長 2点のご質問ですね、事務局お願いします。

○小森谷補佐 久喜東地域包括支援センターの人数の関係ですけれども、令和2年度の決算につきましても、久喜東包括の職員が産休の関係がございまして、産休の職員が1名おりましたので、その代替えとして臨時職員を充てておりますので8名という実績値となっております。令和3年度の予算につきましても6名ということで、久喜東の圏域の適正な人数が6人になっておりますので、令和2年度の決算の8名につきましても、産休の職員と臨時職員を含めた数ということになっております。

久喜中央地域包括支援センターの人員につきましても、職員が6名と、ケアマネジメントを担当するケアマネージャーを会計年度任用職員として3名配置しております。

○議長 よろしいですか。もう少し質問ございますか。

○宮澤委員 はい。

○議長 宮澤委員どうぞ。

○宮澤委員 その人数は何を基準としてその人数を、例えば、そこの高齢者の数なのか、例えば菖蒲地区と久喜東地区では、地域性というのか、カバーする広さとかそういったものをみてこの人数を勘案しているのでしょうか。分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長 事務局お願いします。

○小森谷補佐 人員の配置につきましては、市で規則を定めておまして、日常生活圏域、各包括の圏域ごとに、1号被保険者という65歳以上の高齢者の人数が6,000人までは3人がベースになっておまして、そこから2,000人を超えるごとに1名ずつ追加する形で配置させていただいております。

○議長 という説明ですが、よろしいですか。

○宮澤委員 はい。

○議長 それでは次に移りたいと思います。資料3-2については以上でございます。続いて資料3-3について説明をお願いします。

○小森谷補佐 資料3-3をご覧いただきたいと存じます。こちら令和2年度の地域包括支援センターの業務評価についてでございます。

(資料3-3に基づき説明)

○議長 これについてのご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○宮澤委員 はい。

○議長 宮澤委員どうぞ。

○宮澤委員 業務評価について、2ページなんですけど、例えば1-2の個人情報の保護の16番、ここで「いいえ」と答えているのが1カ所、これはセンターで評価しているのかもしれませんが、その後の改善策というのか、フォローアップというのか、例えば次の3ページの2-3の包括的・継続的ケアマネジメント支援の(2)36の「いいえ」と答えているのが4カ所、この評価の結果を踏まえて、どこで、誰が、何を改善していくのかここでは全く見えてこないのですが、わかったら教えていただければと思います。

○議長 事務局お願いします。

○小森谷補佐 こちらの評価につきましては、センターで自己評価を行っている状況でございまして、こちらの方を本日報告させていただいた後に、各地域包括支援センターの方でまた、話をさせていただきまして、評価が高まるような工夫を各包括と一緒に考えていきたいと思っております。

○議長 宮澤委員どうですか。

○宮澤委員 特に、個人情報の保護は大変重要だと思うのですが、「管理簿への記載と確認を行っていますか」で「いいえ」と答えています。これは持出・開示時はしなくてはまずいでしょう、それを今後と言うのではなくて、と私は思うのですが。これはちゃんと記録を取ってもらわないと、今すぐ改善策を、例えば市長名で出すとか部長名で出すとか、何かしらしないと、ほったらかしていいのでしょうか、と私は思うのですが。以上です。

○議長 事務局どうぞ。

○小森谷補佐 宮澤委員のおっしゃる通りで、直ちに改善し管理簿を記入しまして、管理出来るように改善して参ります。申し訳ございませんでした。

○議長 宮澤委員の発言の趣旨に則って改善するということですね。ありがとうございます。

○茨木委員 はい。

○議長 茨木委員どうぞ。

○茨木委員 先程の宮澤委員の発言に似てしまうのですが、評価があれば必ず検証があって、そして実践という形になるのが一つのサイクルだともうんですね。ですから評価は評価として自己評価が出てくるので、私達が知りたいのは、どう具体的に今後プロセスを踏んで進めて行くのかというのが大事なところで、知りたいところですし、そういうステップを踏んで行かないと、この間、社会福祉協議会で新聞に載ってしまった件がありましたよね。ポストに入れた郵便物が郵便局で留まっていたと問題があったので、ガバナンスの問題も出てくるので、一連の流れの中で評価は評価として出ているのでこれをどういうふうに今後活かして行くのか、協議会の一つの方向性だと思いますので、

そこをもうちょっと資料として出していただけるとありがたいと思います。

○**議長** 事務局何かありますか。もしなければ、次回に、この評価をこのように活かしたとか、このように活かしているとか、そういう報告をしていただければ助かると思います。秋の2回目に、出来れば資料を用意していただいて、評価を元にこのように改善したとかするとか、方向性を出していただくということではいかがですか、茨木委員さん。よろしいですか。

○**茨木委員** はい。

○**議長** 事務局もそれでよろしいですか。

○**小森谷補佐** はい。

○**議長** それでは、議事の3は以上でよろしいですか。他の方は何かございますか。なければ議事3は以上になります。

次に議事の(4)久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要について、に移りたいと思います。事務局からの説明をお願いします。

○**大野補佐** 介護保険課の大野と申します。議事の(4)久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要について説明させていただきます。

(資料4-1、資料4-3に基づき説明)

○**議長** ご意見、ご質問がございましたら挙手のうえをお願いします。

○**茨木委員** はい。

○**議長** 茨木委員どうぞ。

○**茨木委員** 膨大な資料、作成ご苦労さまでございます。先程の説明で、54ページと

55ページにフローチャートの形でご説明があったかと思うのですが、この基本的な考え、基本理念、基本方針とありますが、これは第7期との関わりはどうなっているのかが1点です。それから第2点は、54ページと55ページの図ですが、見たものからすると羅列されている感じなので、出来たら強弱を付けたもの、3カ年でどこに重点を絞って取り組んでいくのか、優先順位があると思うのですが、それがちょっと読み取りにくいということがあるので、ぜひ構成の中で読み手の方にも伝わってくる、第8期についてはこういう点を3年間で重点的にやっていきますと、そういうような強弱をつけたものがあると見やすい、分かりやすいと思います。以上です。

○**議長** 事務局お願いします。

○**矢作課長** ご質問、どうもありがとうございます。まず第1点目の第7期との関わりでありますが、48ページを改めてお開きいただきたいと思いますが、先程も事務局から説明をいたしました計画の基本方針、地域共生社会の実現と2040年への備えでありますが、こちらにつきましては、第7期計画でも掲げてありました地域包括ケアシステムの推進に、介護予防健康づくりの推進と介護現場の改善を更に合わせて、これから来ます2040年の事業に取り組んでいくということで、引き続き地域共生社会の部分につきましては、踏襲して行っていく所でございます。計画の基本理念につきましても基本的にフレーズの部分が一部変わっておりますが、あくまでも久喜市に高齢者の方々が末永くお住まいになることがこれまでも大前提でございますので、その中で更に健や

かで幸せな生活の部分をつけ加えた形で、第7期に引き続き実施していくという所でございます。

2点目につきましては、これまでは昨年度の介護保険運営協議会におきましては、骨子案という形で7期と8期でどの部分が変わっていくかについて資料をお示しさせていただきました。その中で、特に7期から8期に変わる部分につきまして、先程事務局からありましたが、特に基本目標の1番の中で地域の包括支援体制を整えるという部分の中の「認知症高齢者、家族等への支援と普及啓発」この部分を特に重点的に行っていく、それから基本目標の3番にございますとおり、昨今の災害、風水害、それから新型コロナウイルスの感染部分を盛り込むということで基本目標の3-2と3-3を行っていくということで、こちらの冊子ではどの部分かというのがございますが、次回の第2回会議の際に、第7期の振り返りと共に第8期計画の進捗状況を皆様にご審議していただくこととなりますので、その際にはどの部分を重点的に行っているかをお示したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長 そうしますと、2回目が秋に開催される予定となっておりますけれども、その時にもう一度事務局から説明があるということでよろしいですね。

○矢作課長 はい。

○議長 茨木委員、よろしいですか。

○茨木委員 はい。

○議長 ありがとうございます。これについては他にご意見、ご質問等ございますか。よろしいですか。それでは、次に議事の(5)「令和3年度介護予防支援業務委託事業者について」こちらは承認をいただくことになっております。事務局、説明をお願いします。

○小森谷補佐 令和3年度介護予防支援業務委託事業者についてご説明をさせていただきます。

(資料5に基づき説明)

○議長 この説明につきまして、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○宮澤委員 はい。

○議長 宮澤委員どうぞ。

○宮澤委員 委託契約事業者で、「各地域包括支援センターにおいて資格状況を確認したところ問題ないと認められます」とあるのですが、例えば1番の鶴寿荘ですね、久喜中央と久喜東は委託しますよと言っているながら、なぜ菖蒲、栗橋、鷺宮は委託しないのでしょうか。なんら問題ないと思うのですが。地域性とかキャパシティとか規模とかの調整をした結果なんですか。それぞれの地域包括支援センターが委託契約するだけだから、利用するしないは別にしても、全部一括して委託してもいいように私はとれるんですが、なぜ、菖蒲、栗橋、鷺宮については、例えば鶴寿荘について委託契約をしないのでしょうか。それから、44番は異質なんですね、さいたま市南区の。なぜ、久喜中央は委託するのでしょうか。自分の範疇に利用者があるからしょうがないのか、その辺教えてください。

○議長 事務局をお願いします。

○小森谷補佐 はい、お答え申し上げます。委託の関係ですが、各地域包括支援センターにおける対象の方の居宅介護支援事業所に委託するかしないかの調整は、一括で契約をす

るものではなく、各地域包括支援センターが各事業所の判断として委託に出している状態でございますので、例えば久喜中央と久喜東に丸が付いて、菖蒲・栗橋・鷲宮に丸が付いていないのは、各地域包括支援センターが対象者の方のマネジメントを委託するのが適切だという判断に基づきまして委託している状況でございます、一括契約ではございませんのでご理解いただきたいと思います。

44番のひなたのケースでございますけれども、中には要介護の認定をされた方が更新の際に要支援に変わる場合がございます。その際に、元々居宅介護支援事業所の方で受け持っていたケースが、要支援1、2になると包括支援センターに移るケースがございます、その際に元々受け持っていたケアマネージャーが委託で引き続き受け持つことが出来ますよと話ができれば調整をさせていただいて、そこの事業所と新たに包括支援センターが契約を結ぶというケースがございます。

○議長 宮澤委員いかかでしょうか。よろしいですか。

○宮澤委員 はい。

○議長 資料5についての他にご質問、ご意見等はございますか、よろしいですか。

続きまして、議事の(6)「その他」になります。事務局から何かございますか。

○矢作課長 その他についてでございます。地域密着型サービス事業所の指定に係る確認状況方向になります。資料の6番をご覧ください。

(資料6に基づき説明)

○議長 これについて、ご意見、ご質問等はございますか。無しでよろしいですか。

以上をもちまして、本日、予定していた議事が終了となりました。これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○司会 ありがとうございます。以上で、本日予定していた議事が終了いたしました。

次第の5として「その他」がございしますが、事務局として何かございますか。

○事務局 連絡がございます。次回ですね、第2回介護保険運営協議会を、10月22日に開催する予定でございます。委員の皆様のご協力をお願い申し上げます。以上でございます。

○司会 皆さま方で何かございますでしょうか。

○茨木委員 はい

○司会 茨木委員どうぞ。

○茨木委員 議事の方ですね、着実に進められて本当にありがとうございます。私の方で気になったのがですね、福祉の仕事をされて、再三、話の中で委託という言葉が出てきて、色んな事業所さんに委託をしているので、その中で仕事の関係の中で慣例という言葉が時々あるなと思うのですけれども、それをやらかしてしまうと、この間の社会福祉協議会のような失敗を起こして協議委員さんが迷惑を被ることもあるので、私達も協議委員である以上は、内部について資料からは見えないのですけれども、先ほども申し上げましたように、ガバナンスを徹底してやっていただきたいと、当たり前が当たり前じゃない社会になっていますので、漏れとかうっかりとか、どうしてもビジネスの中にはありますので、そういうところはお互いが気を張って仕事の方を進めていただけるとありがたいと思います。

○司会 はい、ありがとうございます。職員の方も、今一度、綱紀粛正を徹底した形で勤め

で参りたいと思います。貴重なご意見をありがとうございました。

その他、ご意見等はございますでしょうか。それでは、閉会にあたりまして、木伏副会長にご挨拶をいただきたいと存じます。

○副会長 《木伏副会長挨拶》

○司会 ありがとうございました。また、本日、第1回目の会議ということで本来でしたら、お一言ずつご紹介をさせていただくところを、コロナ禍ということもございまして割愛をさせていただきました。申し訳ございませんでした。

以上をもちまして、令和3年度第1回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和3年8月13日

議 長 _____ 秋本 政信 _____

議事録署名人 _____ 茂田 庸子 _____

議事録署名人 _____ 高田 哲行 _____